

神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児、思春期及び若年のがん患者が、将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう支援するため、がん治療に際して行う妊孕性温存治療に係る費用に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊孕性温存治療

生殖機能が低下し、若しくは失われるおそれのあるがん治療に際して精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し、これを受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) ガイドライン

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」（一般社団法人 日本癌治療学会 編）をいう。

(3) 医療保険適用外

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第285号）に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならないものをいう。

(4) 推奨グレード

ガイドラインの表1-2に示された、それぞれの妊孕性温存治療に対する推奨の程度をいう。

(5) 妊孕性温存治療実施日

精子、卵子又は卵巣組織の採取を行った日をいう。

(6) 妊孕性温存治療終了日

精子、卵子、卵巣組織又は胚（受精卵）の凍結保存を行った日をいう。

(7) 特定不妊治療費助成事業

「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日雇児発第08023001号厚生労働省・児童家庭局長通知）に基づき都道府県、指定都市及び中核市を実施主体として、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成する事業をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 孕性温存治療実施日において神奈川県内に住所を有する者
- (2) ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下し、又は失うおそれがあると医師に診断された者
- (3) 妊孕性温存治療実施日における年齢が40歳未満の者
- (4) 別表1に規定する所得の要件を満たす者
- (5) 別表2に定める医療機関において妊孕性温存治療を受けた者
- (6) 本事業の助成対象となる費用について、特定不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない者

(助成対象費用)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊孕性温存治療に要する費用のうち、推奨グレードA、B及びC1の精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外となる費用とする。ただし、治療に要する費用（初回の精子、卵子、卵巣組織又は胚（受精卵）の凍結保存に要する費用を含む。）に限るものとし、入院費、入院時の食事代等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 助成金の交付は、1人につき1回を限度とする。

(助成額)

第5条 助成額は、次の各号に掲げる額のうちいずれが少ない額とする。

- (1) 妊孕性温存治療に要した医療保険適用外となる費用に2分の1を乗じた額
- (2) 男性にあつては2万5千円、女性にあつては20万円

(申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする者は、第3条に規定する助成対象者とする。

ただし、助成対象者が未婚の未成年者の場合は、その法定代理人とする。

2 この要綱による助成を受けようとする者は、妊孕性温存治療終了後、神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成申請書（第1号様式）に、次の関係書類を付して、知事に提出するものとする。

(1) 神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書（妊孕性温存治療実施医療機関）（第2号様式）

(2) 神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書（がん治療実施医療機関）（第3号様式）

(3) 妊孕性温存治療実施日において、神奈川県に居住していたことを証明する書類（住民票の写し等）

(4) 別表1に規定する所得を証明する書類

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請は、妊孕性温存治療終了日から1年以内に行うものとする。ただし、特段の事由があると知事が認める場合には、この限りでない。

(助成決定及び支払い)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知するとともに、助成金を申請した者（以下「申請者」という。）の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出する。

2 知事は、前項の審査の結果、当該申請が適当でないとき、神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成金交付不承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 知事は、偽りその他不正の手段により申請者が助成を受けたとき又は助成金の誤納があったときは、当該助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

(書類の整備等)

第9条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年8月1日から施行する。

別表1 (第3条第4号関係)

妊孕性温存治療を受けた者	妊孕性温存治療実施日の前年（1月から5月の申請にあつては前々年）の所得額
未成年の場合 (既婚の場合は除く。)	妊孕性温存治療を受けた者と生計を同じくする親権者全員の所得額（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に定める所得額をいう。以下同じ。）の合計が730万円未満
成年かつ未婚の場合	妊孕性温存治療を受けた者の所得額が730万円未満
既婚の場合	妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満

別表2 (第3条第5号関係)

妊孕性温存治療の内容	医療機関
卵子若しくは卵巣組織の採取及び凍結又は胚(受精卵)の凍結	日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に則って妊孕性温存治療を行う医療機関
精子の採取及び凍結	がん治療の主治医から紹介を受けた医師が所属する医療機関